

令和6年度（2024年度）
第1回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会 議事録（会議）

開催日時	令和6年(2024年) 7月9日（火） 13時～15時												
開催場所	函館市南茅部総合センター 1階 講堂												
議 事	<p>(1) 委員長の選出</p> <p>(2) 協議 ア 事業概要について イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案)について</p> <p>(3) その他</p>												
出席委員・ オブザーバー	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <委員> 國木田 大 委員 鈴木 三男 委員 田代 亜紀子 委員 平野 千枝 委員 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <オブザーバー> 内田 和典 氏 村本 周三 氏 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計6名)</p>	<委員> 國木田 大 委員 鈴木 三男 委員 田代 亜紀子 委員 平野 千枝 委員	<オブザーバー> 内田 和典 氏 村本 周三 氏										
<委員> 國木田 大 委員 鈴木 三男 委員 田代 亜紀子 委員 平野 千枝 委員	<オブザーバー> 内田 和典 氏 村本 周三 氏												
欠 席 委 員	—												
事 務 局	<教育委員会> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">宮田 至</td> <td style="width: 33%;">生涯学習部次長</td> <td style="width: 33%;">小塚 陽介 文化財課主任主事</td> </tr> <tr> <td>木村 元子</td> <td>文化財課長</td> <td>太田 尚之 文化財課主事</td> </tr> <tr> <td>吉田 力</td> <td>文化財課主査</td> <td>藤田 真由 文化財課主事</td> </tr> <tr> <td>福士 真沙子</td> <td>文化財課主査</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計7名)</p>	宮田 至	生涯学習部次長	小塚 陽介 文化財課主任主事	木村 元子	文化財課長	太田 尚之 文化財課主事	吉田 力	文化財課主査	藤田 真由 文化財課主事	福士 真沙子	文化財課主査	
宮田 至	生涯学習部次長	小塚 陽介 文化財課主任主事											
木村 元子	文化財課長	太田 尚之 文化財課主事											
吉田 力	文化財課主査	藤田 真由 文化財課主事											
福士 真沙子	文化財課主査												

議 事 要 旨

1 開会

事務局 (福土主査)	ただ今から令和6年度第1回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を開催する。本日の司会進行は教育委員会生涯学習部文化財課の福土が務める。会議の開催にあたり，教育委員会生涯学習部次長，宮田よりご挨拶申し上げます。
---------------	---

2 挨拶

事務局 (宮田次長)	(挨拶)
事務局 (福土主査)	(委員紹介) (資料確認・本日の日程について説明) (会議成立の確認) 本日の委員会は委員の皆様全員に出席いただいているので、「史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会設置要綱」第6条第3項の規定に基づき，本委員会は成立する。 (公開・録音の確認) 本日の会議は市が定める「附属機関等の会議の公開に関する取り扱い」に基づき原則公開とする。ただし報道の方は発言出来ないのので，お配りした傍聴に関する遵守事項をご確認いただきたい。また報道の方はお手元の資料のうちフラットファイルに綴じた「資料2 史跡大船遺跡保存活用計画（素案）」については，あくまで現時点での素案であり，未確定要素も多く含んでいることから，本会議中の閲覧のみとさせていただきます。お持ち帰りすることのないよう，ご協力をお願いしたい。また，会議録作成のため録音させていただきます。ご発言の際にはマイクをご使用いただきたい。

3 議事

(1) 委員長の選出

事務局 (福土主査)	要綱第5条第3項に「委員会の会務は委員長が総理するもの」となっているが，本日の委員会は初めての開催となるため，委員長の選出までは引き続き事務局で議事を進行させていただく。(1) 委員長の選出について，委員会設置要綱第5条第2項で「委員長は委員の互選によって定めること」となっているが，どうすべきかご意見をいただきたい。
鈴木委員	事務局にお任せしたいと思う。他の委員の皆様のご意見はどうか。
一 同	(同意)
事務局 (福土主査)	委員の皆様からご賛同いただいたので，事務局からの提案をお願いしたい。
事務局 (木村課長)	本事業は縄文時代の史跡を対象とする計画策定であることから，委員長には考古学の専門であり，かつ北海道内はもとより東日本を含む広域

	の縄文遺跡や史跡の活用事例に精通している，北海道大学大学院文学研究院准教授の國木田委員にお願いしたい。
一 同	(同意)
事務局 (木村課長)	皆様に賛同いただいたので國木田委員に委員長をお願いする。
國木田委員長	(委員長移動)
事務局 (福土主査)	ここで國木田委員長から一言ご挨拶をいただきたい。
國木田委員長	(挨拶)
事務局 (福土主査)	ここからの進行は國木田委員長をお願いする。

(2) 協議

ア 事業概要について

國木田委員長	それでは議事次第に沿って進行していく。お手元の次第をご覧ください。3議事(2)協議のア.事業概要について，事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (木村課長)	【資料1 事業概要について】説明
國木田委員長	事業概要について，質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。質問等が無いようなので，次の議題に進む。

イ 「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案)について

國木田委員長	3議事(2)協議のイ.「史跡大船遺跡保存活用計画」(素案)について，事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画(素案)】全体構成・目次立てについて説明
國木田委員長	質問のある方は挙手をお願いしたい。 質問が無いようなので，次の説明をお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画(素案)】第4章 史跡大船遺跡の本質的価値について説明
國木田委員長	4章 史跡大船遺跡の本質的価値について，質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	資料的に非常に充実したもので時間がかかったのではないかと思います。労力を割いていただいて，読みやすい資料になっていた。世界遺産が史跡の副次的価値として果たしているところを巻末に掲載するかもしれないということだが，非常に難しいところである。恐らく遺跡ではあくまでも世界遺産としてのOUV(Outstanding Universal Value) というもの

	<p>については拝見したところ共通サイン等で説明されており、史跡の整備で必ず付いてくるものなので、ここを後ろにもってくるということは、各遺跡で違う方法をとっているとは思いますが、今ある新たな価値評価の視点に入れるよりは、史跡で括って後ろにもっていくかたちのご意見として強いということか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>どちらの意見もあったが、ここだと詳しく書きにくい。史跡指定のほうの時系列としては古く、世界遺産はその後なので副次的というか、後発的というところがあり、迷っていたところである。ここに書くか、巻末にもっと詳しく書くかは、これから他の事例も見ながら判断していきたいと思っているが、皆さんのご意見も伺いたい。</p>
<p>田代委員</p>	<p>史跡であるからと史跡で括ったときに、ICOMOSなどがそれを世界遺産としてOK、イコールではない。そのため、ICOMOSが気にするところと世界遺産として気にするところ、史跡として気になるところは違う場合がある。それを踏まえた上で保存活用計画を作るのであれば、世界遺産が特に気になるのはインテグリティ、完全性である。それが完全性を保っているのかということをととも気にするので、そこをきちんとカバーしようとする、保存活用計画には絡まざるを得ない状況であるため、そこで入れておいたほうが、恐らく後々の保存活用計画に、史跡なのでこれでOKであるというレベルでは、世界遺産委員会ではNOと言われるので、そこを考えながら上手く新たな価値評価の視点として入れていった方が、将来的には、恐らく別案件で考えるよりは、包括していった方が良いと思う。</p>
<p>國木田委員長</p>	<p>恐らくこの計画の中で4章が一番大事になると思う。ここがしっかりしていないと、次の整備計画等にも影響してくると思う。P36で3つの本質的価値が挙げられているが、これは前の計画等から引き継がれているもので、本質的価値としては内容的には妥当なところはあるが、大船遺跡として他にない価値について明示しておく必要がある。恐らく三内丸山遺跡とかなり似たような傾向をしている遺跡なので、三内丸山と同じようなことを掲げているだけでは、大船遺跡の価値は何なのかということになりかねない。もう少し大船遺跡の具体性、独自性を示すことは出来るか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>今、國木田委員長がおっしゃった通りで、この3つの柱だけ読んで大船遺跡かどうか分かるかということである。確かにこの3つを合わせて出来た遺跡ではあるが、例として挙げられた三内丸山遺跡との違いということになると、時期が少し違うこと以外では立地だと思っている。三内丸山遺跡は内湾に位置するような場所だが、大船遺跡は海岸段丘であり、いわゆる海洋適応という特徴があると思っている。今のお話を聞いた上での棲み分けという意味では、このキャッチフレーズのようなところではやはり海に対しての意識を強くしたほうが良いかと思った。太平洋や海に近郊した、貝塚のない南茅部地域を意識していたが、他との差別化だと海、海洋への適応ということも、もう少し強く、濃く書けれ</p>

	ば今の答えになるかと思う。
國木田委員長	保存としては本質的価値をいかに伸ばすというか分かってもらえるかというところで活用計画ということになっていくと思うので、例えば今日見た縄文の森みたいなところをアピールするのであれば、「自然と共生」のところで、ある程度それを誘導出来るような文言にしておき、こういう本質的価値が書かれたからこそこういう活用計画が必要であるということを手くリンクさせるような本質的価値にしておいたほうが良いと思う。先ほど田代委員からご指摘があった通り、世界遺産は世界遺産として別の価値としての課題を書かれているということもあるので、それを含めてこの章に載せるのかどうか、もう少し揉んだ方が良い気がする。
鈴木委員	本質的価値の具体的な中身が分かるような表現がもう少しあったほうが安心かと思う。例えば、大規模集落で長期間というのは、はっきり言って三内丸山でも垣ノ島でも同じような言い方がされる。そうした中で、他の遺跡と大船遺跡が、どこが一緒にどこに特徴があるのかを書き込めると良い。地域的な面積で言えば大船遺跡は小さい。縄文遺跡としては大きいですが、世界遺産に入っている中では少し小さい。小さい中で密集したところに常に、何度も同じ場所で建物が建て替えられているというところに、どのような価値があるのかを分かるようにする。3章で発掘調査などをして分かったことが書いてあるが、3章へ行けばその意味が分かるという形で表現していくと良いかと思う。
事務局 (吉田主査)	このフレーズだけをみて大船遺跡だとわかるようなフレーズかというところ、白丸ではなく黒丸のほうをみると大船遺跡の具体が書かれているが、白丸の見出しのところにはあまりそういうオリジナリティがないのは確かで、下の方を基準に、「規模が大きくて」や「密度が高い」といった、そのへんをもっと上に記載するような形で具体的な特徴を出していきたいと思う。それが今の解決法かと感じている。
國木田委員長	他に質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。他に質問等が無いようなので、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画（素案）】第5章 大綱（基本方針）について説明
國木田委員長	5章 大綱（基本方針）について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	3項目が黒い四角で囲ってあり、それぞれが良い形で表現されているなどと思う。その中でお願いしたいのは、2番目の「自然と共生しながら長期間にわたる定住を支えた環境の保全と向上」で、保全までは素直に入ってくるが、「向上」というのがどういう意味の向上なのか、私がこれを読んで考えたのは、「現代人が色々手を入れた植林とかを出来る範囲で変えて縄文人が生活したであろう自然環境に近いように変える努力をする」ということだが、そういう意味で良いか。

事務局 (吉田主査)	事務局の考える「向上」というのは「景観の修景」というイメージをもっている。例えばあまり現代の物が見えるようならば遮蔽効果のある植樹をするといった、景観を意識していた。修景のイメージでこの文言を使っている。
田代委員	この3つに関して、最後の「ひとづくり，まちづくり拠点の形成」で、垣ノ島からと言われて納得がいったというか、そのイメージならば第3点が出てくるのかと思ったが、恐らく今の大船と垣ノ島の違いは3点目が非常に大きく出てくる場所だと思う。1章のその他の他の計画との兼ね合い、3の形成というところにも通じるかもしれないが、今の時点では、例えば垣ノ島は飲食店がある程度周りにあって、人との関係があって、道の駅があって、まちづくりの拠点としてというのは良く分かるが、今の時点で大船を考えると、まだそこはわからない。将来的にそこを求めるのかも不明なので、この3点目を入れるのであれば恐らく1章の計画のところ、先ほど現場で話していた防災計画や、大きい枠組みでのまちづくりの視点、住んでいる方々をどうするのかということを入れて保存活用計画を立てていけば3点目もいけると思う。今の時点では3点目は隔離されている気がする。
事務局 (吉田主査)	確かに垣ノ島遺跡はここから遺跡見学がスタートしたり観光がスタートしたりというイメージで書いているが、上の2つは保存活用の中でも保存の部分が強かったので、何か活用に関するフレーズを3点目に入れたい、ということで絞り出した言葉だったが、少し焼き直しというところもあったので、活用の視点をどうもってくるかというところに入れて、他地域から来られる方ではなくて地元の方が集うような場所という観点は無かったので、今いただいたご意見を基に改めて考えたいと思う。まちづくりや観光といった活用の視点で理念を一つ立てたかったので、とても良いヒントをいただいた。
國木田委員長	私も垣ノ島と似ていると思う。垣ノ島と同じというよりは少し違うということで、両方に価値があるということで、両輪として活かすほうが良い。あまり同じものだとよろしくない気もするので、少し揉んでいただくと良いかと思う。 他にご意見が無いようなので、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画（素案）】第1章 保存活用計画策定の沿革・目的について説明
國木田委員長	1章 保存活用計画策定の沿革・目的について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
鈴木委員	5節の計画の対象範囲で、P10の図面で、I地区は分かって、I a地区も重々分かっているが、II地区は何故ここに線が引いてあるのか。II地区を保存活用計画の中でどのように手を加えるのかイメージがよくわからない。

<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>まずⅡ地区の地区区分については、史跡としてはⅠ地区が一番重要だが、どちらかというⅡ地区は地上の景観のイメージが強く、縄文を感じさせるようなものを守っていききたい。簡単に言うと、遺跡から見える範囲を、例えば現代的な鉄塔が立ったり、何か構造物が出来たりすることを防ぎたい。また修景していききたいという意味で、縄文の風景を守るために緩衝地帯として設けたバッファゾーンである。</p>
<p>鈴木委員</p>	<p>では例えばこの青い線の範囲で開発計画などが起こった時に、それを制限する、例えば条例を制定するとか、そういうことではないのか。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>青い範囲については文化財保護法で遺構(埋蔵文化財)を保護する。地上に関しては函館市の景観計画によって守られていると言える。よって青線の範囲で定められた高さ13mを超える電柱を立てるとか、高さ10m以上または幹周1m以上の木を伐採するとかは、景観を管理している都市建設部まちづくり景観課へ届け出をしなければならないというシステムになっている。誰かが相談に来られた場合、例えば先に都市建設部のまちづくり景観課へ相談に行った場合でも連携はとれており、実際に法の網で守ることが出来ている範囲になる。よって実体的に管理出来る範囲ということで青枠を設定している。</p>
<p>田代委員</p>	<p>全く別のことだが、P7のSDGsについて、これはユネスコを始めとして国連関係が非常に力を入れていることもあり、入ってきたのは非常に良いと思うが、入れ方をどうするか。最後の3行で入れようと試みたと思うが、これは縄文文化というのはこういうものであって、これがSDGsを表現しているものなので入れた、という感じになっているが、恐らくもう少し効果的なのは、保存活用計画なので、SDGsは具体的に何番、何番と言わないといけないので、SDGsの中でも、例えば11番、14番、15番という形を示す必要がある。先ほどのまちづくり・人づくりの拠点づくりとも通じるが、それを入れるのであれば、史跡や大船地域全体を中心とした、資源としたまちづくりをするという前提のもとに11番を入れて、かつ海と陸に繋がる資源というものを現代の社会の中でも、史跡を保護しながら自然を守っていった努力が続いているというアピールは出来ると思う。縄文の森があるので、14番、15番はそのように具体的に作れるというようなアピールを最後に入れていただくと、より分かりやすいSDGsになる。今現在の3行は少しどうかというのが私の意見である。</p>
<p>事務局 (吉田主査)</p>	<p>17項目が縄文に全て当てはまるのかと考えていたが、その中でも特に今田代委員がおっしゃった11番、14番、15番は大綱にも繋がっていくので、良い意見をいただいた。参考にさせていただきたいと思う。</p>
<p>國木田委員長</p>	<p>大綱や本質的価値に自然の部分は繋がる。縄文の中期から後期は気候変動があった時期なので13番も関連する。あまりつらつら書く必要はないと思うが、詳しく書くと良いと私も感じた。あと、また別の視点だが、世界遺産の指定の際に指定範囲のバッファゾーンみたいなところを</p>

	ある程度設定されているのではないかと思うが、それとⅡ地区はどのような関係性になるのか。
事務局 (吉田主査)	(P9・10)このⅡ地区の範囲は、結論としては世界遺産の緩衝地帯と一致している。それから先ほど申し上げた景観計画における重点地域とも合致している。そのようなことから、公的に管理出来る範囲をⅡ地区と設定した次第である。地下も地上も含まれる。
國木田委員長	他に質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。他に無いようなので、続いての説明を事務局からお願いしたい。
事務局 (吉田主査)	【資料2 史跡大船遺跡保存活用計画（素案）】第2章 史跡周辺の概要について説明
國木田委員長	3章 史跡大船遺跡の概要について、質問や確認等がある方は挙手をお願いしたい。
田代委員	現地を視察して、現況における防災関係の位置づけがどこにくるのかということが気になった。火を使っているのどこかに入れるなら、ここではないかと思う。Ⅰ地区とⅡ地区の現状について、現在は防災設備がどのようにされているとか、あっても良いと思う。世界遺産はリスクマネジメントを非常に気にするところなので、現状はこうである、史跡指定地の中ではこうだがということ。恐らくP35イのその他の調査の成果の社会的調査のところで、史跡内にあった建物はガイダンス施設ではなくて、なんと呼んでいるか。
事務局 (吉田主査)	管理棟と呼んでいる。
田代委員	これは、管理棟では対応していなかったのか。
事務局 (吉田主査)	いいえ、これは管理棟でやっていた。紙の調査票はスタッフがいる管理棟で実施したはずである。
田代委員	ということは、本史跡及び史跡垣ノ島遺跡のガイダンス施設において、印刷した紙の調査票を配って、そのうち204のサンプルというのは、204の回答が大船で得られたのか。
事務局 (吉田主査)	文章が分かりにくいですが、丁寧に説明すると、大船遺跡の管理棟と、縄文文化交流センターの2か所で紙を配布した。世界遺産では、縄文文化交流センターが、垣ノ島遺跡と大船遺跡どちらともガイダンス施設と位置づけられている。そのため大船遺跡の管理棟は大船遺跡のガイダンス施設ではないが、調査は大船遺跡の管理棟と縄文文化交流センターの受付で行い、そのうち大船遺跡では204の回答を得ることが出来たということである。
田代委員	そこにおける管理棟の位置づけというのは社会的調査の中では出てくる気がする。
事務局 (吉田主査)	管理棟は遺跡の中での集合場所とか、遺跡の出入り口で見学の起点ということで調査を行った。
田代委員	そうすると、史跡指定地Ⅰ地区に入るが、Ⅰ地区における管理棟の位

	置づけはどこかに書いてあるのか。
事務局 (吉田主査)	管理棟はエリアとしてはI地区の中のIb地区に入る。位置づけとしては本質的価値を構成するものではなく、その他の要素の中の「史跡の保存活用に寄与する要素」として保存活用施設の中で管理棟を位置づけている。P43の表でいうと、真ん中あたりである。
田代委員	それは例えばP31・32に反映されてくることはないのか。その後に入ってくるのか。
事務局 (吉田主査)	土地の利用状況などは先ほどのことも関連してくるので、どこまで詳しく書くかというのはあるが、これで言うと管理棟はI地区の中にある。
田代委員	もし順番的に、例えばP35の社会的調査も入ってくるのならば、サンプルの結果次第だが、恐らく管理棟や、情報を得る、トイレがある、観光客としての何か、そういう視点が出てくるとは思う。そういうものを関連づけて、I地区の中の立地、土地利用状況としてはここに建てられていると書いた方が分かりやすいと思う。
事務局 (吉田主査)	管理棟が遺跡の中で大きな位置づけだということか。了解した。
鈴木委員	P27で時期別に分類している図があるが、小さい字でなかなか読めない。P28の住居形態の変遷はもちろん意味のあるものだが、遺構や遺物の分布図がもっとあったほうが良いのではないかと。P25に調査区の分布図があるが、それに重ねるかどうかはともかく、例えば遺物の大まかな時期別の分布範囲とか、トレンチも含めて。住居という点、最終的にはトータルでそれになるが、盛土遺構と住居遺構が正式なものなのだが、もう少しボリュームのある形でわかったことを表現したほうが、4章の話に繋がりやすいのではないかと。これだと少し物足りないというか、特にP25の図で、この範囲だけきれいに盛土遺構の分布図が描かれているが、それ以外の部分はこれに類するような図がない。
事務局 (吉田主査)	緊急調査で広く発掘調査をしているのはここ(拡大している部分)だけである。それ以降、保存が決まってからは保存を目的としたトレンチでの調査である。
鈴木委員	これと同じように、ここまでであるということが分かる図がほしい。
事務局 (吉田主査)	広い面積はここだけなので、それ以外のトレンチで竪穴住居が見つかった時にはP27の図のように範囲を括っている。P27の赤い線で言うとトレンチ16とかからは土器、遺物、遺構が見つかったことになる。広く調査したのは平成8年度の調査しかなかったため、図には表しにくいのが現状だと思う。他のトレンチ調査は数字の横の色のついたところしか掘っていないので、なかなか見栄えするような迫力のある図にはならないと思う。広く掘っていないのが原因かと思う。
國木田委員長	あまり調査成果は見たことがないので、いつもあったほうが良いのではないかと。調査成果なので、最後のその他の調査成果とかに、

	<p>大学の先生や色々な論文などが出て、研究があつて、色々なことが分かつて、それで縄文の森を復元しようとかいう流れにもなる。これを見ているとクリやクルミなどが出てきているが、なぜわざわざそんなに強調して自然との共生にもっていくのか分かりにくい気もする。他の計画ではどうなっているのか分からないが、いわゆる遺跡の調査以外の研究状況で分かったことなどを含めることが適当かと思った。もし他のところでそういうのを1ページでもやっているようであれば、加えた方がわかりやすい気がする。行政の報告書なのでそういうのは入れないほうが良いというのであれば仕方がないが、そういう感想を持った。こういう植物などの写真がもしあるのなら、P26とかで入れた方が良くと思う。海の物でもという印象もあるが、クリやクルミなどの写真もあっても良いと思う。</p>
事務局 (吉田主査)	<p>植物の写真がないというのはその通りで、クリの写真などはあるので、掲載したいと思う。その他の成果というか、発掘調査自体は平成18年以降実施していないと先ほどお伝えしたが、遺物の分析などの調査成果はあるので、それは載せたほうが良いと思った。他の例は今は把握していないが、載せて駄目なものではないと思うので、指定後の調査成果の中で、発掘調査の成果そのものではない遺物の分析やその他理化学的な分析等で載せたいと思う。</p>
國木田委員長	<p>あまりボリュームがあつてもよくないので、簡潔にお願いしたい。 では、これでイの素案については終わると思うが、オブザーバーの内田さんと村本さんにお越し頂いているので、もしここでご発言いただけることがあればお願いしたい。</p>
内田氏	<p>先ほど國木田先生がおっしゃられた研究成果については、平成18年度以降、研究は色々されてきて、そういう成果に基づいて整備が進められたという経過が恐らくあると思う。縄文の森だとか、整備に反映したきっかけがあると思う。それは重要な知見だと思うので、ページ数も限られるので、全て網羅するというよりはピンポイントで重要なものだけを挙げていただくというのが良いかと思う。 オブザーバーの立場なので事務的なところから申し上げますと、資料1の事業概要の事業スケジュールで、次年度の補助事業のことや、今年度で計画を策定していくという中でのスケジュールを見せていただいているが、11月の上旬から中旬にかけて次年度のヒアリングを行うことになる。その時点で、ある程度今年度の中で保存活用計画が策定出来るという見通しを立てていただきたい。そのため10月後半の検討委員会2回目の時点である程度見通しが立っていて、委員会の先生方から次年度以降の史跡整備において、国の補助事業として成立する、進められるというような承認を得てもらいたいと思う。ただしボリュームが結構あると思うので、今1章から5章まで検討いただいて、盛り込んでいただいて、今日各委員の先生方からご意見をいただいたことをさらに反映させる、検討するということが必要になってくる。それと並行して5章以降</p>

	<p>のことも行わなければならない。事務局の体制として吉田さんだけでこれを行っていくのはなかなか大変なことで、他の業務もあると思うので、カバー体制を充実させていただければと思う。</p> <p>保存活用計画の素案自体も、構成の中で気になったのは、これまでにその策定された保存管理計画に基づいて今の整備の状況があるので、それらの計画がどのように書かれてきたのか、それらをどう踏まえてこの保存活用計画の中に反映させていくのかということも、記載いただきたい。この中を見ていると保存管理計画や整備基本計画のことに触れられてはいるが、具体的に踏み込んだ話や課題など、記載が足りないところがあると思う。それを踏まえて各構成要素の現状と課題もある。さらに6章、7章、8章、保存管理から活用調査状況、整備のほうに跳ね返しをしていくというような流れになっていくと思う。この1章から12章までが全部紐付いて論理的に展開していくというような作りを目指していただければと思う。</p> <p>この後検討して頂く中で、区域の中での特に、現状変更の取り扱いが問題になってくると思う。先ほど鈴木委員から、遺構図や遺物の分布の状況を詳しくしたほうが良いのではないかというお話があったが、私もそう思う。集中分布についても現状変更の取り扱いとそのI b地区としたところの違い、この計画区域の範囲の中で厳密に守らなければいけないところ、形を変えずに将来的にずっと保存しなければならない、強い規制をかけるというところがI a地区だと思うが、I b地区は指定範囲の中だが、許容出来るのはどこまでなのか。ではなぜそれは許容できるのか、というのを確実に示さないといけない。そのあたりも検討いただければと思う。遺構図をそのまま出すのか、分布図を簡素化するのかとか、模式的に表現することが可能なのか、それも含めて検討いただければと思う。</p> <p>あとは全体の整備と用語の統一などに注視していただければと思う。もう一点、防災についてだが、関連法を踏まえた上での防災としていただきたい。ここは特に急傾斜地であるとかそういう危険区域に入っているのかどうか分からないが、それを踏まえて、見に行けるとなっても実際行ったら崩れているとか、被害が広がるとか、そういったことも考えられるので、関連法との関係を踏まえた上で検討いただければと思う。さらに盛土規制法。道のほうでも規制区域を6年度以降具体的に示している。文化庁からもそこを確認してほしいと各委員会の中で指摘を受けているところである。道のHPなどで注意しながら確認を進めていただければと思う。</p>
村本氏	<p>前半若干もやっと進んでしまったところが史跡と世界遺産の問題で、世界遺産を道の立場から申し上げると、一番重要なのは、特に前期末から中期の地下にある埋蔵文化財である。その点においては本質的価値と世界遺産に大きな差はないと考えている。その上で田代先生からご指摘のあった、日本の文化財でそれほど重視していることではなかったけれ</p>

	<p>ど、海外の方が、驚くほど重視している、景観。そこからどう見えるかという視点があるかと思う。2つを上手く繋ぐキーワードになっているのが吉田さんの答えられた海への眺望。國木田先生からも大船の栗の木山、恐らくそれが、2つを上手く繋ぐというか、別々の価値を持っているのではなく、全体として上手く繋いでいくものになるかと思う。史跡はどうしてもラインを意識するが、世界遺産はふわっとした範囲を重視するのもある。一応バッファゾーンも設定されており、史跡及び国内法に則りながらも、世界遺産が気にしている、世界遺産を取り巻く専門家の先生方が意識しているものも上手く取り込んで、史跡の保存活用計画として上手くまとめていただければと思う。</p>
國木田委員長	<p>函館市も人的な限りがあり、今多くの宿題やご意見が出て非常にタイトな予定で大変だと思うが、ご協力をお願いしたい。それでは伊の史跡大船遺跡保存活用計画素案については終了して、次の議事に移らせていただく。</p>

(3) その他

事務局 (木村課長)	<p>次回開催は10月下旬を予定している。また日程が近くなれば皆様と日程調整をさせていただきます。</p>
國木田委員長	<p>ただ今の事務局の説明について質問等があれば挙手いただきたい。無いようなのでこれで議事を終了する。進行を事務局にお返しする。</p>

4 閉会

事務局 (福土主査)	<p>本日いただいたご意見等については今後の計画策定に反映していくとともに、本委員会においても報告させていただきます。</p> <p>以上で令和6年度第1回史跡大船遺跡保存活用計画検討委員会を終了する。</p>
---------------	---

了